

総裁の兼職を承認する件(6月13日)

本委員会は、令和7年6月13日、「役員の兼職に関する特則」2.(2)ロ.に基づき、総裁について次の兼職を承認することを決定した。

兼 職 名	報酬の有無	任 期
Member of the Group of Thirty	無	定めなし